



保育を必要とする子と必要としない子の区分

(新制度の認定区分・認定基準・クラス編成・保育内容)

3つの認定区分について

新制度に移行した場合、お子様の保育の必要度に応じて施設の利用のための支給認定を受けて頂きます。

広田幼稚園で受け入れできるのは3歳以上の「1号認定児」と「2号認定児」のみです。

1号認定児は保育の必要性がない子で、2号認定児は保育を必要としている子です。

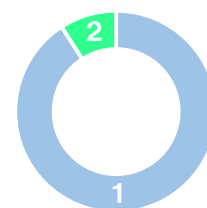
7:30	8:30	14:00	18:30
早朝預かり保育	教育時間	延長預かり保育	
ご家庭で保育ができる方		ご家庭で保育ができる方	→保育の必要性がない(1号認定)
ご家庭で保育ができない方 (預かり保育を日常的に利用)		ご家庭で保育ができない方 (預かり保育を日常的に利用)	→保育の必要性がある(2号認定)

基本的には「1号認定児」は「主に、現在幼稚園に通っている子」で、「2号認定児」は「現在保育園に通っている子」です。

認定区分	年齢	保育の必要性	備考
1号認定	3~5歳	必要ない	条件なし・今までの幼稚園と同じ (通常保育と時々預かり保育を利用する子)
2号認定	3~5歳	必要ある	就労などで長時間の保育を利用する必要がある子 (保育標準時間(正職向け)と、 保育短時間(パートタイマー向け)の区分がある)
3号認定	0~2歳	必要ある	満3歳未満の子(広田幼稚園では受け入れできません)

今回、広田幼稚園は新たに**2号認定児の受け入れを行う**こととなります。今までもお仕事をしながら通園して頂いた方は大勢いらっしゃいましたが、その一方で「幼稚園だから無理」と諦めてしまったという声も聞きました。その為、保育を必要とする方にも広く門戸を広げたいと考えたのです。

ですが、広田幼稚園は、幼稚園をベースにした認定こども園となりますので、1号認定児と2号認定児では**主に1号認定児をお預かりし、2号認定児は枠を定めてお預かりすることになります**。これは、クラス担任制を継続する上で、担任以外で預かり職員を配置する必要があるため、あまり大人数のお子様をお預かりできないところから枠を定める必要があるためです。



2号認定児の認定基準と認可

「1号認定児」はこれまでの幼稚園児相当の子なので特別に認可を受けて頂く必要はありませんが、新しく受け入れることになる「2号認定児」として入園する場合は、今まで保育園に入る場合は市に申し込みをする必要があったように、2号認定を希望される場合は事前にお住まいの市役所（藤沢市の場合は保育課）に「保育の必要性の認定」の申請をして、市から「保育の必要性の認定・認定証の交付」を受ける必要があります。

○保育の必要性の認定基準

2号認定児とは「満三歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」と、子ども・子育て支援法第19条で定められています。以下の事由を満たしている場合、保育の必要性が認定されます。

（満三歳以上となっておりますが、広田幼稚園では、4月の時点で3歳のお子様にご入園頂きます。）

新制度における「保育の必要性」の事由（認定されるには以下のいずれかに該当する必要があります。）

①家庭外・家庭内就労

【就労基準】月64時間以上の就労（例：1日4時間以上かつ週4日以上）

②妊娠・出産（出産予定日の前6週目の日が入る月の初日から、出産日の後8週目の日が入る月末まで）

③保護者の疾病・障害

④親族の看護など（親族に長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいる場合）

⑤災害復旧

⑥求職活動（起業準備を含む）

（入園後2か月以内に①の就労基準を満たす就労が確認できない場合は認定が取り消される）

⑦就学（職業訓練を含む 通信制、定時制学校は該当しない）

⑧その他、上記に類する状態として市長が認める場合

※④、⑦についても①に示す【就労基準】に準じた時間、日数を超えることが認定の条件となる

○保育の必要量の認定基準

保育の必要性が認定された場合、保護者の就労時間等に応じて保育の必要量が認定されます。保育の必要量の認定区分により利用できる保育時間が決まります。（就労時間には通勤時間も含まれます。）

【保育標準時間認定】…1日最大11時間保育

月の就労時間 **120時間以上**が対象

7:30 18:30

【標準時間】保育時間（11時間）

【保育短時間認定】…1日最大8時間保育

月の就労時間 **64時間以上 120時間未満**が対象

8:30

16:30

早朝保育

【短時間】保育時間（8時間）

延長保育

■ = 保育料に含まれる

□ = 保育料に含まれない

<例外>条件を満たしていなくても保育標準時間認定になる場合

・1日8時間、1ヶ月で13日の就労

→120時間未満だが、常に延長保育を利用しなければいけないので標準時間認定となる。

・1日5時間、13:00～18:00の時間帯の就労

→短時間認定だと常に延長保育を利用しなければならないので標準時間認定となる。など柔軟性はあります。



子どもの認定はクラス編成にもかかわってくるのですか？

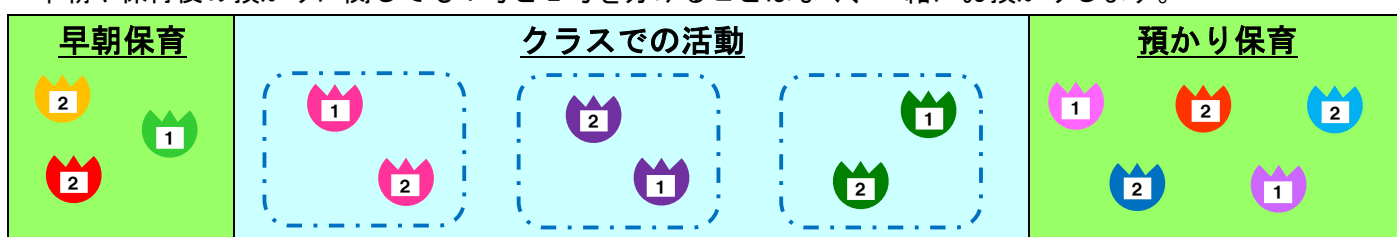
(1号認定児と2号認定児は違うクラスになってしまうのですか？)

多くの保護者様から寄せられた質問です。

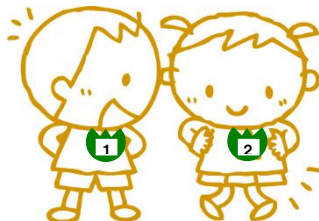
1号認定児と2号認定児はクラス編成が異なるのか

今までは主に別の施設でお預かりしていた1号認定児（幼稚園児相当）と2号認定児（保育園児相当）を1つの施設でお預かりする事になります。しかしながら、大切なお子様をお預かりするという事に変わりはありません。また、国の方針でも学級編成は1号・2号を区別せず一体的に行うことを想定しており、当園でも**1号認定児と2号認定児を同一クラス内で一緒にお預かりします。**

早朝や保育後の預かりに関しても1号と2号を分けることはなく、一緒にお預かりします。



僕たち同じクラスだね！



認定に関わらず、預かり保育はご利用できます。

1号認定児と2号認定児は保育内容が異なるのか

同じクラスで過ごす子ども達ですので、もちろん保育内容は同じです。認定によって教育課程を変更することもございません。昼食も、お弁当の日を存続する予定ですので、給食の日は全員で給食を食べ、お弁当の日は全員でお弁当を食べて頂く予定です。(2号認定は完全給食にしている園もありますので、2号認定児の保護者様には入園面接の際にご説明してご理解いただいたうえで入園して頂くことになります。)

また、預かり保育は子どもにとって心が休まる場所を考えておりますので、教育課程は設定せずに、大まかなタイムスケジュールの中でお預かりしておりますが、その中で1号認定児も2号認定児も同じように過ごします。

現時点ではスペースや職員配置の関係上、預かり保育中の午睡は行わない方針でありますが、現在も行っているように、眠くなってしまった子は個別に対応する予定です。

新制度では保育を必要としない1号認定児と、保育を必要とする2号認定児で区別しますが、これは保育中に子どもを区分するものではなく、子ども達は自身の認定を意識することはありません。

あくまで事務手続き上の区分だとお考えください。

では、事務手続き上の違いはどのような点があるのでしょうか。詳しくは【[事務手続き上の認定区分](#)】をご覧ください。